

## 藤岡市小規模契約希望者登録要領

(趣旨)

第1条 この要領は、藤岡市が発注する建設工事、修繕、業務委託、物品の購入等の契約のうち、競争入札参加資格審査申請による有資格者名簿に登録されていない市内事業者の受注機会を確保するため、小額で内容が軽易な契約を希望する者を対象とした小規模契約希望者のための登録制度（以下「小規模契約登録制度」という。）を設けることで、市内経済の活性化に資することを目的とする。

(対象となる契約)

第2条 小規模契約登録制度を利用した業者選定の対象となる契約は、内容が軽易で履行の確保が確実であると認められるものであって、次の各号に掲げる契約の種類及び金額要件に該当するものとする。

(1) 工事又は製造の請負

1件あたりの設計金額（消費税及び地方消費税を含む。）が130万円以下のもの

(2) 物品等財産の買入れ

1件あたりの予定価格（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）が80万円以下のもの

(3) 機械、器具等物件の借入れ 1件あたりの予定価格が40万円以下のもの

(4) 財産の売払い 1件あたりの予定価格が30万円以下のもの

(5) 業務委託及び役務の提供等 1件あたりの予定価格が50万円以下のもの

2 対象となる具体的な契約の種類は、契約希望業種分類表（別表）に掲げるとおりとする。

(登録資格条件)

第3条 小規模契約登録制度に基づき登録できる者は、市内に主たる事業所を置く法人又は住所を有する個人で、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

(1) 成年被後見人、被保佐人、被補助人又は破産者で復権を得ない者

(2) 藤岡市入札参加有資格者名簿の登録者

(3) 希望する業種を履行するために必要な資格、許可等を有しない者

(4) 市税を滞納している者

(5) その他、公共発注の相手方として不相当であると市長が認定した者

(登録申請の時期、方法等)

第4条 登録申請の時期、方法等は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 申請書類

登録を希望する者は、藤岡市小規模契約希望者登録申請書（様式第1号）に次の書類を添えて申請するものとする。

ア 市長が発行する「未納税額のないことの証明書」の原本

イ 個人営業の場合は、本籍地の市区町村長が発行する身分証明書の原本（法人にあっては登記事項証明書の原本）

ウ 契約を希望する職種に必要な資格、免許等を証明する書類の写し

エ 暴力団排除に関する誓約書（様式第2号）

オ 建設工事・修繕の登録を希望する場合は「工事实績書」（様式第3号）

カ その他、市長が特別に必要と認めた書類

(2) 申請の時期

登録申請は、原則随時受付とする。ただし、申請年度における定期申請の時期については別に定めるものとする。

(3) 申請書の提出先

藤岡市中栗須327番地 藤岡市総務部契約検査課

(4) 申請書等の提出部数 1部

(登録の有効期間)

第5条 登録の有効期間は、西暦偶数年の4月1日から西暦偶数年の3月31日までの2年間とする。ただし、随時申請の場合は登録基準年から起算した残りの期間とする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、資格の有効期間を変更することができるものとする。

(登録事項等の変更)

第6条 登録名簿に登載された後、登録事項に変更若しくは営業を廃止し、又は休止が生じた場合は、藤岡市小規模契約希望者登録事項変更・廃止届（様式第4号）を提出しなければならない。

(登録の取消し等)

第7条 登録名簿に登載されている者（以下「登録者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、市長はその登録を取り消し、若しくは相当の期間指名停止等の措置をおこなうことができる。

(1) 営業を廃止し、又は休止したとき

(2) 申請書等の記載事項を偽って記載したことにより登録名簿に登載された者

(3) 登録者が、第3条各号に掲げる事項に該当するようになった時

(4) 契約及びその履行に際して、不正又は不誠実な行為をおこなった者

(5) その他、関係法令及び藤岡市契約規則（平成11年規則第2号。以下「契約規則」という。）等に違反する行為をおこなった者

(登録者名簿の公開)

第8条 小規模契約登録制度に基づく登録者名簿は、庁内に公開するほか、契約制度の透明性を図る観点から一般にも公開するものとする。

(制度運用の留意点)

第9条 業者選定に際しては、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 発注所管課は、第2条に掲げる要件を満たすときは、業者選定に際して、積極的に登録者に対し見積参加機会を与えるよう努めなければならない。ただし、入札参加有資格者名簿に登載されている事業者の選定を否定するものではない。

(2) この登録制度においては、法的に必要な登録、免許又は許可を要するものを除き、技術者資格、施工実績、経営状況等の項目については無審査であるので、発注所管課は業者選定の際には必要な調査・確認に努めなければならない。

(見積書の徴収方法)

第10条 発注所管課は、前条各号に掲げる事項に留意しつつ、契約規則第22条の規定に基づ

き原則として2者以上の者から見積書を徴収しなければならない。この際、小規模契約登録制度に基づく登録者名簿のみにより難しい場合は、入札参加資格者名簿の登録者を加えることができる。

(契約保証金)

第11条 登録者との契約締結に際しては、契約規則第28条に規定する契約保証金の納付を免除する。

(補則)

第12条 この要領に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成20年2月1日から施行する。
- 2 藤岡市小規模工事等契約希望者登録要領（平成16年10月1日施行）は、平成20年3月31日限り廃止する。

附 則

この要領は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年9月30日から施行する。

## 別表（第2条第2項関係）

## 契約希望業種分類表

契約の種類	大分類	具体的な内容の例示（小分類）
建設工事・修繕	建築関係	大工、ガラス、網戸、建具、塗装、屋根、内装(カーテン・カーペット等)、畳、タイル、ブロック、雨樋、障子、襖、木工、防水等
	土木関係 (公道を除く)	防護柵、舗装、遊具、交通安全施設、その他一般土木、造園等
	設備関係	電気・照明設備、放送・警報、ボイラー、空調設備、板金、厨房設備、機械器具設備等
物品製造・販売	印刷製本	活版印刷、グラビア印刷、オフセット印刷、フォーム印刷、封筒、製本、タイプオフ印刷、ダイレクト印刷、点字印刷、地図・図面製作、写真、その他
	事務用品・機器	事務用品全般、鋼製什器、事務用家具、和洋紙、印章、OA機器、特殊事務用品、その他
	教育用品・機器	学校教材、教育機器、保育教材・遊具・玩具、その他
	書籍	図書、雑誌・刊行物、映像ソフト、その他
	理化学、医療・保健機器	理化学・計測機器、実験器具、医療用機器、医療・介護用用品・機器、その他
	薬品・衛生用品	医療用薬品、工業用薬品、農薬、動物用薬品、衛生用品、その他
	電気器具、放送・通信機器	電気製品・器具、放送・通信用機器、その他
	産業用機械	産業用機械、建設用機械・機材、工作用機械、その他
	農林業用機器・器具	林業用機械・器具、農業用機械・器具、有害鳥獣駆除器具、その他
	農林業用品・資材	種苗、肥料、飼料、園芸資材、花き類、その他
	車両	自動二輪車、自転車、車両用部品・用品、その他

物品製造・販売	燃料類	ガソリン・軽油、重油、灯油、燃料用ガス、薪炭、その他燃料、暖房器具、その他
	厨房等機器	調理・流し台、洗面台、調理機器・器具、給湯器、食器、ガス機器、その他
	食料品	給食用食材、その他食料品、お茶、その他
	運動用品	運動用具、武道用品、キャンプ・登山用品、運動用機器・設備品、その他
	音楽用品	楽器類・楽譜、音楽用CD等、その他
	百貨店	ギフト用品、百貨
	繊維製品	制服、作業・事務服、白衣、寝具類、帽子、その他
	室内装飾品	カーテン、じゅうたん、壁紙、ブラインド、どん帳、暗幕、シート類、家具類、木工製品製造、その他
	写真・映像	写真機、撮影機、映写機、写真材料、DPE、青焼き・拡大コピー、その他
	記念品・時計	記章、カップ・トロフィー・盾、記念品、時計、貴金属、その他
	荒物・雑貨	家庭用金物、荒物、雑貨類、手芸用品、かばん、ゴム・ビニール製品、陶磁器、靴、皮革製品、その他
	看板・展示品	看板・案内版、横断幕、模型、ステッカー類、その他
	道路標識等機材	標識、カーブミラー、バリケード、保安灯、その他
	工事用資材・工具	アスファルト合材、木材、建築金物、塗料、生コン・セメント、砕石・砂利、仮設資材、電気ケーブル、工具類、その他
コンクリート製品	ヒューム管、陶管、PC板、ブロック、その他	
鉄鋼・非鉄金属製品	鋼材、鋼管、ガードレール、パイプ、鉄蓋、鋳鉄品、塩ビ管、その他	

物品製造・販売	消防・防災用品	防災用品、消火器・消火薬剤、救急用機器、消防用機器・機材、その他消防・防災用品
	水道用品関係	水道用特殊部品、水処理薬剤、その他
	特殊物品関係	清掃工場用物品、選挙用品、斎場用物品、美術・工芸品、ペット用品、大型遊具、その他特殊部品
	その他の物品	上記のいずれにも属さない物品
役務等の提供 (業務委託関係)	清掃	建物清掃、貯水槽・高架水槽の清掃、浄化槽・沈殿槽・分離槽清掃、除草、樹木剪定、芝生管理、管渠清掃、道路・水路清掃、下水道維持管理、その他清掃
	警備	有人警備（施設）、有人警備（誘導）、機械警備、その他警備
	消毒・害虫駆除	ねずみ・蜂類等、シロアリ、くん蒸、その他害虫等駆除
	保守管理	施設管理、施設・設備運転管理、駐車場管理、道路等管理、電気設備、通信・放送設備、舞台装置、昇降機、昇降機以外の機械設備、空調・衛生設備、消防・防災設備、事務用機器、遊具・体育器具、その他保守管理
	クリーニング	クリーニング・ランドリー、リネン・サプライ、寝具丸洗い・乾燥・消毒
	廃棄物処理	一般廃棄物収集運搬、一般廃棄物処分、産業廃棄物収集運搬、産業廃棄物処分、その他廃棄物処理
	運搬業務	旅客輸送、貨物輸送、旅行企画、倉庫保管、その他運搬業務
	情報処理	システム開発・保守、データ作成、その他情報処理
	検査・分析・調査	環境関係調査、環境計量証明、世論調査、市場調査、交通調査、地域計画調査、調査・研究（シンクタンク）、土地測量・家屋調査、不動産鑑定評価、その他検査・分析・調査
	研修・講習	研修、講習業務
事務処理	筆耕等事務補助、不動産関係事務・業務、その他事務処理	

役務等の提供 (業務委託関係)	人材派遣	労働者派遣
	リース・レンタル	事務用機器、電算システム、産業・建設機器、動植物、情報機器、イベント用品、その他リース・レンタル
	医療福祉	福祉サービス業務、給食サービス業務、検診・予防接種・各種医療検査、その他医療福祉
	車両整備	自動車整備、機械整備
	その他	ピアノ調律、その他業務、保険
物品の購入	資源回収	鉄くず、非鉄金属くず、古紙、ビン類、ペットボトル、古物、火葬残骨灰、その他